

食を通じた魅力向上事業業務委託 仕様書

1 業務名

食を通じた魅力向上事業業務委託

2 目的

本市における市内飲食産業は、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に伴う被災や避難に起因しその規模が大幅に縮小した。震災から10年が経過した今なお、原子力発電所からの距離など地理的な要因などから、本市の食に対する漠然とした不安を持つ消費者が一定数存在し、風評の払拭が課題となっている。

これまでも風評払拭への取組として、食品の放射線量測定結果の公表など科学的知見の情報発信などを行ってきたところであるが、県外の方などが抱く本市、本県の食に対する不安は「食生活など人の営みをイメージできない（知らない）」ことにも起因していると考えられ、その根本解決には至っていない。

本事業では、新規グルメの開発を通じて本市の観光地としての価値を向上させることで「原発被災地」というネガティブなイメージを「魅力あるグルメのあるまち」というポジティブなイメージに上書きし、県外や国外からの誘客を増加させるとともに、「飲食店を経営する人や実際の店舗が賑わう様子」といった「食に関わる営みのイメージ」といった、これまでとは異なるアプローチにより風評払拭に資する情報を積極的に発信することで、県外や国外の方が持つ「漠然とした不安」の払拭を目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）

4 業務内容

(1) 新規グルメメニューブラッシュアップ

※令和3年度に開発した新規グルメメニューのブラッシュアップを目的とて、協力店舗、有識者とのワークショップ等を通じたブラッシュアップを実施

(2) 協力店舗開拓

※新規グルメメニューのレシピを活用し、協力店舗を開拓（30店舗程度）

(3) PR用デザイン及びPR用グッズの制作

※「メディア向け試食会、お披露目会」および、「新メニュー活用イベント」での使用および、その後の継続的な協力店舗の拡大と誘客を目的として使用

- (4)メディア向けプロモーションを目的とした試食会、お披露目会の開催
(1回程度)
 - (5)市内飲食店と連携した新メニュー活用イベントの実施
(実施期間1カ月程度、協力店舗30店舗程度)
 - (6)WEB媒体による情報発信(2回以上)
- ※「試食会、お披露目会」および、「新メニュー活用イベント」に係る情報発信については必須とする。
- (7)新規グルメが本市に定着し、持続的に提供するために必要な仕組み・組織等の検討および提案
 - (8)成果報告書の提出
紙媒体および電子媒体 一式(形式 docx /xlsx /pdf 等)

尚、別途、財源確保を前提として、令和5年度も別紙事業工程表記載の事業を実施予定のため、翌年度以降の事業想定を踏まえたものとする。

5 業務打ち合わせ

- (1)本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。
- (2)発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

6 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

7 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

8 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者(協力会社含まず。以下同様)への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

9 関連先との調整

- (1)本業務の履行に当たり、他の関連事業者等(例:許認可権者、権利者等)との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受

注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。

(2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

10 その他

(1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。

(3) 提出された報告書、成果品は、当市に帰属することとする。

(4) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。

(6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。

(7) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。